

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第48号

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する規則

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則（平成17年鳥取県規則第29号）の一部を次  
ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 基準年分の所得税額 <u>医療の給付を受ける月の属する年の前年（医療の給付を受ける月が1月から6月までの場合にあつては、その前々年。以下「基準年」という。）の所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（同法第78条第1項の規定による控除（同条第2項第1号に規定する寄附金並びに同項第2号及び第3号に規定する寄附金であつて地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定するものについて行われるものに限る。）を受ける前の額とし、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば控除されることとなる額を控除した額とする。）について所得税法（第92条第1項及び第95条第1項から第3項までの規定を除く。）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。第41条第1項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項の規定を除く。）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により算出される所得税の額をいう。</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(負担命令)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 基準年分の所得税額 <u>被措置者等の医療の給付が行われる年度の初日の属する年の前年（4月から6月までに行われるものについては、その前々年）の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、所得税法第78条第1項の規定による控除（当該控除に係る寄附金が同条第2項第1号に該当するものであるとき、又は同項第2号若しくは第3号に該当するものであるとき（当該寄附金が地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に該当するものであるときに限る。）に行われる控除に限る。）又は所得税法第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで若しくは租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項若しくは第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項若しくは第2項、第41条の19の4第1項若しくは第2項若しくは第41条の19の5第1項の規定による控除が行われる場合にあつては、当該控除前の額）をいう。</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(負担命令)</p> <p>第3条 略</p>

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、被措置者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の支払を要しないものとする。

- (1) 生計中心者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯の世帯員である場合
- (2) 生計中心者の基準年度分の市町村民税が非課税（地方税法第323条の規定による免除を含む。次条第1項第2号において同じ。）である場合
- (3) 略

（負担金の決定資料の提出）

第4条 医療の給付を受ける者の保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。）は、医療の給付の申請を行うときには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 前条第3項第1号に該当する場合 生計中心者が、生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の世帯員であることを証する市町村長の発行した証明書
- (2) 前条第3項第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。） 生計中心者の基準年度分の市町村民税が非課税である旨の市町村長の発行した証明書
- (3) 前2号に該当しない場合 生計中心者の基準年の所得の額及び基準年度の所得税額を証する書類

2 略

別表（第3条関係）

階層区分	被措置者等が支払うべき負担金	
	入院	外来
生計中心者の <u>基準年</u> の所得税額が <u>ない</u> 場合	略	

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、被措置者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の支払を要しないものとする。

- (1) 被措置者等が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯の世帯員である場合
- (2) 被措置者等の基準年度分の市町村民税が非課税（地方税法第323条の規定による免除を含む。次条第1項第2号において同じ。）である場合
- (3) 略

（負担金の決定資料の提出）

第4条 医療の給付を受ける者の保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。）は、医療の給付の申請を行うときには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める証明書等を提出しなければならない。

- (1) 前条第3項第1号に該当する場合 被措置者等が、生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の世帯員であることを証する市町村長の発行した証明書
- (2) 前条第3項第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。） 被措置者等の基準年度分の市町村民税が非課税である旨の市町村長の発行した証明書
- (3) 被措置者等の基準年分の所得税が非課税である場合（前2号に該当する場合を除く。） 被措置者等の基準年分の所得税が非課税である旨の 税務署長又は雇用者の発行した証明書
- (4) 前3号に該当しない場合 被措置者等の基準年分の所得税に係る税務署長の発行した納税証明書又は雇用者の発行した給与所得の源泉徴収票

2 略

別表（第3条関係）

階層区分	被措置者等が支払うべき負担金	
	入院	外来
生計中心者の <u>基準年</u> の所得税額が <u>非課税</u> の場合	略	

生計中心者の <u>基準年分</u> の所得 税額が5,000円以下の場合	生計中心者の <u>基準年</u> の所得 税額が5,000円以下の場合
生計中心者の <u>基準年分</u> の所得 税額が5,001円以上15,000円 以下の場合	生計中心者の <u>基準年</u> の所得 税額が5,001円以上15,000円 以下の場合
生計中心者の <u>基準年分</u> の所得 税額が15,001円以上40,000円 以下の場合	生計中心者の <u>基準年</u> の所得 税額が15,001円以上40,000 円以下の場合
生計中心者の <u>基準年分</u> の所得 税額が40,001円以上70,000円 以下の場合	生計中心者の <u>基準年</u> の所得 税額が40,001円以上70,000 円以下の場合
生計中心者の <u>基準年分</u> の所得 税額が70,001円以上の場合	生計中心者の <u>基準年</u> の所得 税額が70,001円以上の場合

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う医療の給付の措置に要する費用の負担命令について適用し、同日前に行われた医療の給付の措置に要する費用の負担命令については、なお従前の例による。